

# 「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)」の創設に伴う証明書の発行について

所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)による租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の改正が行われ同法第41条の17の2に「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例」が規定されたことにより、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品(類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。)の平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間の購入費用については、新たな所得控除(セルフメディケーション税制(医療費控除の特例))を受けることができることとなりました。

なお、この適用を受けるためには、個人がその年中に健康の保持増進及び疾病予防への取組(インフルエンザ等の予防接種、がん検診、特定健康診査・特定保健指導、人間ドックなど)を行い、確定申告書の提出の際に当該取組を行ったことを明らかにする書類(領収書、結果通知表または医療保険者が証明した書類など)を添付または提示する必要があります。

つきましては、本組合の人間ドック等を受検し証明書が必要な場合は、福祉課までお問い合わせください。

また、当該制度の対象となる医薬品等については、厚生労働省のホームページで確認してください。



お問い合わせ先 福祉課 ☎048-822-3305